

淡路島タコステ チャレンジブース出店者募集要項

1. 募集の趣旨

岩屋地域は平成10年の明石海峡大橋の供用開始後、地域経済や雇用の核であった「たこフェリー」の衰退（平成22年廃止）とともに、人口の流出、少子高齢化が進んでいる。

半世紀以上にわたり北の玄関口であった「たこフェリー跡地」を活用し、松帆の湯、道の駅、岩屋ポートビルほか岩屋商店街などの風情のある街並みを面として捉え、地域資源を活用した観光ルートの設置などに取り組み、地域への観光客の流れや客だまりの創出を目指す。あわせて地域住民の買い物の場や交流の場としての機能ももたせ、新たなにぎわいにつなげる。この趣旨に基づいたテナント出店者を募集いたします。

2. 施設の概要

- | | |
|----------|---|
| ① 施設の所在地 | 淡路市岩屋 1414-27 |
| ② 施設名称 | 淡路島タコステ |
| ③ 施設管理者 | 株式会社 恵美寿 |
| ④ 敷地面積 | 敷地：2,540 m ² 駐車場：普通車 51台 身障者用 1台 |
| ⑤ 開業予定 | 令和2年3月 |
| ⑥ 平面図 | 別紙参照 |

3. テナント店舗概要

- | | |
|---------|---------------------|
| ① 募集店舗数 | 3店舗 |
| ② 店舗面積 | 間口3m × 奥行3.5m / 1店舗 |

4. 応募者の参加資格

応募者は以下の条件を満たしている法人又は個人とします。

- ① 営業に際して必要となる許可、免許等を有すること。
- ② 安定した経営能力、優良なサービスが提供できること。
- ③ 施設管理者や他の出店者と協調、協力ができること。
- ④ 成年被後見人、被補佐人、未成年者でない者。
- ⑤ 破産の宣告を受け、復権を得ない者。
- ⑥ 暴力団関係者又はその他社会的暴力活動を行う団体の関係者及びそれらの者と親交のない者。

5. 運営条件

- ① テナント出店者（契約者）の直営とします。（賃借権等の第三者への譲渡は認めません）
- ② 営業時間は、淡路島タコステの営業時間は9時～17時、毎週水曜日定休日（予定）に準ずる。
- ③ 出店するテナントの名称、販売商品については、淡路島タコステのイメージと適合する内容とし、施設管理者と協議することとします。
- ④ 電源、ガス、給排水設備は備えていますが、その他工事費（内装を含む）及び店内の厨房設備、什器、備品、テナントサインは出店者の負担となります。
- ⑤ トイレや駐車場等共用施設の使用については、契約後、施設管理者の指示に従っていただきます。
- ⑥ テナント出店者の責めに帰す事由により、建物やテナント内装及び備品等を汚損、破損した場合及び契約期間が満了又は契約解除となった場合は出店者側の負担により現状に回復していただきます。ただし、経年劣化及び通常の用途に従って使用した損耗を除くものとする。
- ⑦ 出店者及び従業員には、その販売・営業行為に係る関係諸法令等及び行政官庁等の指示を遵守し、必要な書類の提出や許可を受けるなどの手続きを全てしていただきます。
- ⑧ 本要項の条件を遵守できない場合は施設管理者の裁量により無条件で契約解除できるものとし、その指定する期日までに退去していただきます。
- ⑨ お客様からご意見、苦情があった場合、株式会社恵美寿とテナント協力のもとに対応に当たるものとするが、テナントの責任によって起こった法的処置、賠償などはテナントが負うものとする。
- ⑩ その他、本要項に定めない事項について疑義が生じた場合は、施設管理者及びテナント出店者の協議により定めることとします。

6. 契約条件等

- ① 契約形態
普通借家契約
- ② 契約期間 令和2年3月～令和3年3月31日まで
※ 契約期間については更新をすることができます。
※ 契約期間中は毎月売上実績を施設管理者に報告していただきます。
- ③ 月額賃料
定額分 共益費 5,000円
歩合分 税込売上高の10%
水道光熱費は別途実費請求いたします。
- ④ その他の経費
共同で行うイベント費用、販売促進費及び広告宣伝費については、施設管理者と別途協議となります。

7. 応募方法

応募者は、以下の定める応募書類を持参又は郵送にて提出下さい。

- ① 応募書類
 - (1) 出店申込書（別紙指定用紙）
 - (2) 住民票（個人の場合）又は法人登録事項証明書（法人の場合）
- ② 応募書類提出期限
令和 2年 2月 15日

8. 質疑方法

質疑については、下記に定める質疑書類を持参、郵送、FAX及び電子メールにて提出下さい。
電話又は口頭による質疑は受け付けません。

- ① 質疑書類
A4版・様式不問
(質疑要旨を簡潔にまとめて記入して下さい。返信連絡先もご記入下さい)
- ② 質疑に関する回答
随時回答いたします。

9. 応募書類及び質疑書類の提出先

株式会社 恵美寿（担当 山本）

住所 〒656-2401 淡路市岩屋 1414-27

電話 0799-64-7551 FAX 0799-64-7554 電子メール info@tacosute.com

10. 選定方法

- ① 選定基準
 - (1) コンセプト・応募動機
 - ・淡路島タコステのテナントとしてふさわしい業種・業態であるか
 - ・淡路島タコステの魅力を向上させる見込みがあるか
 - ・応募の動機が淡路島タコステの設置目的を理解し、合致したものであるか
 - (2) 運営体制
 - ・運営体制が具体的かつ妥当な体制となっているか
 - ・営業に必要な資格・許可を取得しているか
 - ・衛生管理や接客・マネジメントに精通した管理者がいるか

(3) 経営の安定性

- ・財務状況が健全で、持続的で安定した経営が見込めるか
- ・業務を実施するために適切な事業計画・資金計画があるか
- ・当該業務の実績、ノウハウを有しているか

(4) 提供する商品

- ・淡路島の特産品化、ブランド化に向けた効果が期待できるか
- ・淡路島の地場産業を活かしたメニューや淡路島らしい商品となっているか
- ・提供する商品が魅力的であり淡路島タコステの集客に資するものがあるか
- ・利用者のニーズを把握し、適切な商品を提供する能力があるか

② 審査結果について

審査結果については（令和2年2月20日までに）応募者全員に通知いたします。

※選定の内容に関するお問い合わせにはお答えできません。

③ 選定の取り消し

次のいずれかに該当すると認められた場合は、出店者の選定を取り消します。

- ・応募書類の内容に虚偽の記載があった場合
- ・応募者の参加資格を満たさなくなった場合
- ・その他テナント出店者として不適格な事項が認められた場合